

# 事業主の皆さまへ

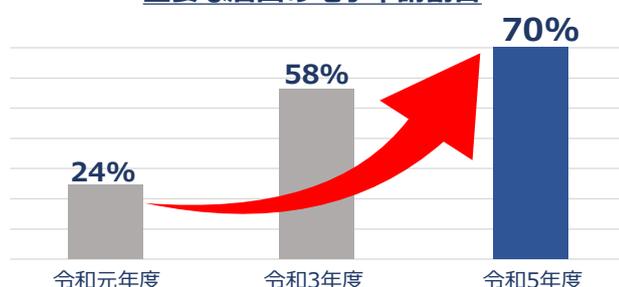
**社会保険の手続きはオンラインサービスをご利用ください**  
**業務効率化やコスト削減など、メリットがたくさんあります！**

## オンラインサービスの種類

### 電子申請

- 資格取得届や算定基礎届等の社会保険（健康保険・厚生年金保険）手続きを、e-Govやマイナポータルを使って、**オンラインで申請・届出できるサービス**です。
- 主要な届出※の電子申請割合は、令和5年度末に70%になりました。

#### 主要な届出の電子申請割合



※ 資格取得届・資格喪失届・算定基礎届・月額変更届・賞与支払届・被扶養者（異動）届・国民年金第3号被保険者関係届

### オンライン事業所年金情報サービス

- 毎月の社会保険料額や被保険者データ等の**各種情報・通知書**をオンラインで受け取れるサービスです。

<受け取れる情報>

#### 保険料関係の情報・通知書

- ・社会保険料額情報  
月末に納付する社会保険料の見込額の情報
- ・保険料納入告知額・領収済額通知書  
当月の口座振替額と前月の領収額をお知らせする通知書
- ・その他情報  
保険料増減内訳書や賞与保険料算出内訳書等の情報

#### 電子申請に活用可能な情報

- ・被保険者データ  
社会保険に加入している従業員等の情報。「届書作成プログラム」に取り込むことで、簡単に届書を作成可能

e-Gov：デジタル庁が運営する総合的な行政ポータルサイトです。

マイナポータル：デジタル庁が運営する、行政手続きの検索・電子申請などをワンストップで行うことができるサービスです。

## メリットがたくさんあります

### 電子申請



#### いつでもどこでも申請可能

24時間365日オンラインで申請できます。  
在宅勤務をしていても、自宅から申請できます。



#### 処理が速くて正確

申請データをそのまま取り込んで処理をするため、紙の届出と比べ文字の曖昧さがなく、速く処理されます。



#### コスト削減

紙や電子媒体の届書の郵送費、年金事務所窓口に出向くときの時間や交通費が削減できます。



#### 申請時のチェック・データ管理が簡単

申請時に不備がないかシステムチェックができます。処理状況・結果通知をPCで確認でき、データ管理も簡単です。

### オンライン事業所年金情報サービス



#### 連絡不要で定期的に受け取りが可能

1度の申し込みで、定期的に必要な情報・通知書のデータを受け取ることができます。



#### 早く受け取り・確認が可能

例えば、被保険者データは、郵送よりも20日間程度早く受け取り・確認することができます。



#### 電子申請が簡単に

被保険者データを「届書作成プログラム」に取り込むことで、簡単に届書データの作成・電子申請ができます。



#### いつでも確認が可能で、共有も簡単

24時間365日オンラインで確認できます。また、関係者間での情報共有が容易になります。

## オンラインサービスの利用方法

### GビズIDの取得

GビズIDを取得すると、社会保険のほか、補助金や営業許可の申請など、オンラインの行政手続きの多くを利用することができます。



GビズID

検索

GビズIDの取得は、ホームページをご覧ください

<https://gbiz-id.go.jp>

取得は簡単で、どちらのサービスも無料で利用できます！

### 電子申請

届書作成プログラム

GビズID  
で  
電子申請

人事労務管理ソフト  
自社システム

または

GビズID  
または  
電子証明書  
で電子申請

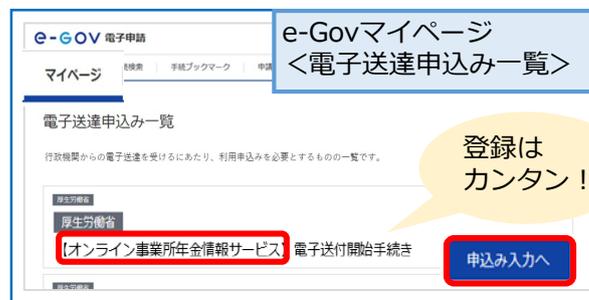
○届書作成プログラムは、届書作成と電子申請ができるソフトウェアで、日本年金機構のホームページから無料でダウンロードできます。

○電子申請はe-Govやマイナポータルを經由して行います。

※人事労務管理ソフト・自社システムは、電子申請対応のものに限ります。

### オンライン事業所年金情報サービス

○GビズIDがあれば、すぐに利用できます。電子申請と組み合わせれば、電子データの受け取りから届書の作成、申請までがオンラインで完結しますので、ぜひご利用ください。



## 被保険者データのCDによる提供サービスが3月末で終了します

○希望した事業主の方に被保険者データを収録したCDを郵送するサービスが、令和7年3月末をもって終了します。同じ内容の電子データをオンラインで受け取ることができる、オンライン事業所年金情報サービスに切り替えをお願いします。

○オンライン事業所年金情報サービスは、現在GビズIDをお持ちの事業主の方のみ利用できますが、令和7年1月から、①電子証明書をお持ちの事業主の方、②社会保険事務を受託している社会保険労務士の方も利用可能とする予定です。

## 登録方法や操作にお困りの場合は日本年金機構ホームページをご覧ください

○日本年金機構のホームページには、おおまかな手続きの手順がわかる動画や、操作手順の詳細を記載したガイドブックを掲載していますので、ぜひご活用ください。



日本年金機構 電子申請

検索

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>


日本年金機構 オンライン事業所年金情報サービス

検索

[https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/online\\_jigyousho.html](https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/online_jigyousho.html)

電子申請・オンライン事業所年金情報サービスの利用に関するお問い合わせはお電話でも承ります

ねんきん加入者ダイヤル（日本年金機構「電子申請・電子媒体申請」照会窓口）0570-007-123（ナビダイヤル）→「2番」をお選びください

※050から始まる電話でおかけになる場合は、03-6837-2913→「2番」をお選びください

〈受付時間〉月～金曜日：8：30～19：00 / 第2土曜日：9：30～16：00

※第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29～1/3はご利用いただけません。

「ねんきんネット」は、  
スマートフォン等から  
ご自身の年金情報を手軽に  
確認できるサービスです。

利用者数  
1000万人  
突破!

マイナポータルとの連携で「ねんきんネット」はもっと便利に！

「ねんきんネット」を使って以下のことができます

- ご自身の年金記録の確認
- 将来の年金見込額の試算
- 「ねんきん定期便」や各種通知書の確認
- 納付書によらない納付
- 持ち主不明の年金記録の検索 など

ペーパーレスで  
エコ!!



ねんきん太郎  
「ねんきんネット」マスコット

さらに!

マイナポータルとの連携で以下の機能が利用できます

- 国民年金保険料口座振替の申出
- 扶養親族等申告書の電子申請
- 確定申告・年末調整に必要な書類の電子送付 など



マイナちゃん  
マイナンバーPRキャラクター

いいみらい  
11月30日は  
年金の日

「年金の日」とは

厚生労働省では、「国民お一人お一人、「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として、11月30日(いいみらい)を「年金の日」としました。

# 「ねんきんネット」ではこんなことができます

「ねんきんネット」は、マイナンバーカードをお持ちでない方も利用できます

## ご自身の年金記録の確認

月別の年金記録や国民年金・厚生年金の加入状況など、ご自身の年金記録を一目で確認できます。

### 国民年金

加入月数、各月の納付状況(免除制度、学生納付特例制度、納付猶予制度の適用期間など)、追納できる月と金額 等

### 厚生年金保険

加入月数、標準報酬月額・標準賞与額、お勤め先の名称 等

～記録確認画面のイメージ～

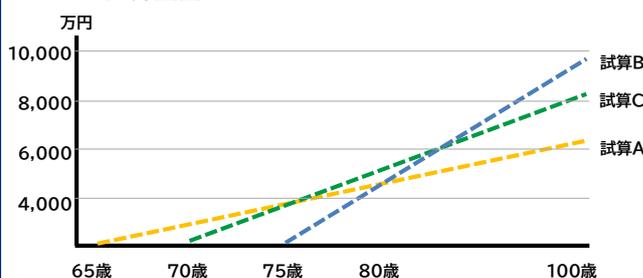
年度 (年齢)	加入 制度	お勤め先の 名称等	加入 月数	1年間の 保険料納付額	年金見込額 (年額)
令和3年度 (40歳)	国年	第1号被保険者	7月	〇〇〇,〇〇〇円	—
令和4年度 (41歳)	国年	第1号被保険者	12月	△△△,△△△円	—
令和5年度 (42歳)	厚年	AAA株式会社	12月	□□□,□□□円	●●●,●●●円

## 将来の年金見込額の試算

ご自身でさまざまな条件を設定することで、将来受け取る老齢年金の見込額を試算できます。

- ・「かんたん試算」では、現在と同じ条件で、60歳まで年金制度に加入し続けるという条件を自動設定して、素早く見込額を試算することができます。
- ・「詳細な条件で試算」では、今後の働き方や、年金の受給開始年齢などの条件を設定して詳細な条件で試算することができます。
- ・年金受給開始年齢、各年齢の年金見込額などを表やグラフでも表示しています。

～試算画面のイメージ～



## 「ねんきん定期便」や各種通知書の確認

「ねんきん定期便」や各種通知書が確認できます。

- 電子版「ねんきん定期便」
- 年金振込通知書
- 年金額改定通知書
- 年金決定通知書・支給額変更通知書
- 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
- 公的年金等の源泉徴収票
- 年金支払通知書

## ペーパーレスでエコ！！

電子版「ねんきん定期便」をご利用ください

電子版「ねんきん定期便」は、紙の「ねんきん定期便」より1か月程度早く確認でき、PDFのため保存に場所を取らず便利です。また、環境にやさしいペーパーレス化推進にも繋がります。ぜひ「ねんきんネット」から「ねんきん定期便」のペーパーレス化をご登録ください。

## ほかにもさまざまな便利な機能があります！

### 納付書によらない納付

前月分以前の国民年金保険料は納付書がなくても、「ねんきんネット」で納付できます。

### 持ち主不明記録の検索

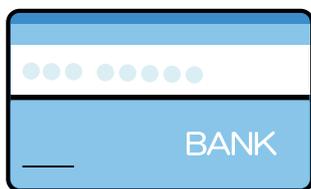
氏名、性別、生年月日が一致する持ち主不明の年金記録が検索できます。パソコンのほか、スマートフォンでも検索できるようになりました。

# 「マイナポータル」と「ねんきんネット」を連携してさらに便利に！

マイナポータルと「ねんきんネット」を連携することでさまざまな機能が利用できます

## 国民年金保険料口座振替の申出

年金事務所や金融機関等の窓口に出向くことなく、どこからでも国民年金保険料口座振替の申請手続きを完了できます。



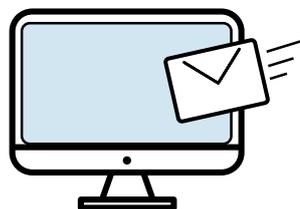
詳しくは  
こちら▼



日本年金機構ホームページ

## 確定申告・年末調整に必要な書類の電子送付

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書・公的年金等の源泉徴収票の電子データをマイナポータルの「お知らせ」で受け取れます。



詳しくは  
こちら▼



日本年金機構ホームページ

## 扶養親族等申告書の申請

氏名、住所等があらかじめ入力され、年金を受け取っている方の扶養親族等申告書が、オンラインで簡単に提出できます。

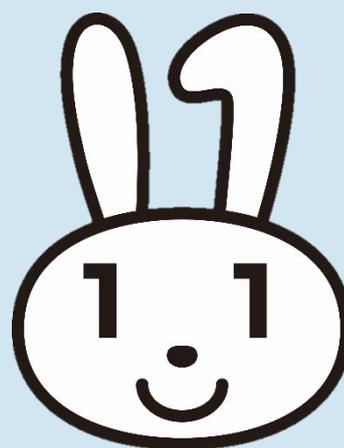
- ・前年も申請されている方は、前年の申請内容が自動入力されるため、簡単に提出できます。

詳しくは  
こちら▼



日本年金機構ホームページ

ご利用はぜひ  
マイナポータルから！



## その他オンラインでできるお手続き

- ・付加保険料に関する電子申請
- ・老齢年金請求の電子申請
- ・国民年金保険料産前産後免除に関する電子申請
- ・国民年金資格取得届の電子申請
- ・国民年金保険料免除・納付猶予申請書の電子申請
- ・国民年金保険料学生納付特例申請書の電子申請 など

# 利用登録は、 マイナポータルからがとっても簡単！



ご注意ください！

- ✓ マイナンバーカード
- ✓ 数字4桁のパスワード  
(マイナンバーカード受け取り時に設定した  
利用者証明用電子証明書パスワード)

## STEP1 マイナポータルの利用者登録

マイナポータルはこちらから →  
<https://myna.go.jp>



- 1 マイナポータルアプリをダウンロード
- 2 マイナポータルアプリを起動し、  
トップページの「登録・ログイン」を選択する
- 3 数字4桁のパスワードを入力する
- 4 スマートフォンにマイナンバーカードを  
かざして読み取り開始
- 5 読み取りが完了したらログインが完了

マイナポータルの利用者登録が完了！

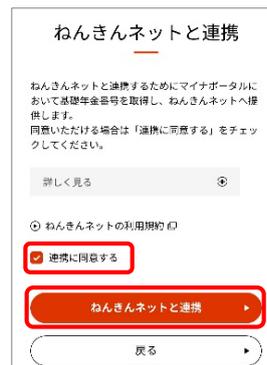
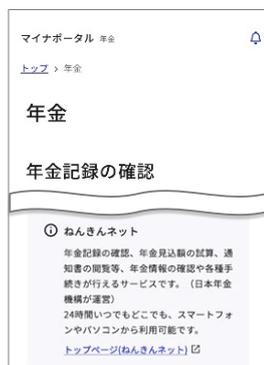


画面イメージ

## STEP2 ねんきんネットとの連携

- 1 マイナポータルのトップ画面「年金」から  
「トップページ(ねんきんネット)」を選択
- 2 「連携に同意する」にチェックを入れ、  
「ねんきんネットと連携」を選択する
- 3 「メールアドレスの登録/変更」から  
メールアドレスを入力する

ねんきんネットとの連携が完了！



画面イメージ

ご注意

- マイナポータルからねんきんネットへつながる場合の初回の利用登録の時間帯は、  
平日8時から23時までです。時間帯によっては、つながるまでにお時間を要する場合があります。
- 基礎年金番号をお持ちでない方等、一部ご利用できない場合があります。

利用登録後は、24時間いつでも「ねんきんネット」をご利用いただけます

詳しくは日本年金機構ウェブサイトへ

ねんきんネット

検索

[https://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](https://www.nenkin.go.jp/n_net/)



その他ご不明点は  
相談チャットへ

よくある一般的なお問い合わせに自動でお答えする「相談チャット総合窓口」が、24時間いつでも対応  
しています。日本年金機構ホームページのトップ画面「相談チャット総合窓口」からアクセスしてください。

お問い合わせは  
ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号

全国一律の通話料金でご利用いただけます。  
通話料金定額プランの対象外です。



0570-058-555

050から始まる電話番号からは 03-6700-1144

受付  
時間

月曜日※1	8:30 ~ 19:00
火～金曜日	8:30 ~ 17:15
第2土曜日※2	9:30 ~ 16:00

※1 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19:00まで受け付けます。  
※2 第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29～1/3はご利用いただけません。

# マイナポータルからスマホで 国民年金手続の電子申請ができます

## 対象手続

- ① 国民年金（第1号被保険者）加入の届出  
➢ お勤め先を退職した場合などの、国民年金へ加入する手続
  - ② 国民年金保険料 免除・納付猶予の申請  
➢ 経済的に保険料の納付が困難な場合に、納付の免除または猶予を申請する手続
  - ③ 国民年金保険料 学生納付特例の申請  
➢ 学生の方が保険料の納付が困難な場合に、納付の猶予を申請する手続
  - ④ 国民年金付加保険料納付申出(辞退)の申出  
➢ 将来の老齢基礎年金の額を増やす場合に、付加保険料を納付するための手続
  - ⑤ 国民年金付加保険料該当（非該当）の届出  
➢ 農業者年金に加入した場合に、付加保険料を納付するための手続
  - ⑥ 国民年金保険料の産前産後免除の届出  
➢ 出産予定または出産した場合等に、産前産後期間が免除となる手続
- ※令和6年3月29日から④、⑤、⑥の電子申請ができるようになりました。

メリット  
1

スマートフォンで簡単に申請できます！

メリット  
2

24時間365日、申請できます！

メリット  
3

処理状況や申請結果が確認できます！

電子申請の方法は  
**裏面**をご覧ください。



電子申請の利用方法等については、  
日本年金機構ホームページで動画も公開しております。



ホームページ・動画はこちら  
[https://www.nenkin.go.jp/tokusetu/denshi\\_kokunen.html](https://www.nenkin.go.jp/tokusetu/denshi_kokunen.html)

ぜひ、ご利用ください！

## マイナポータルとねんきんネットがつながるともっと便利！

■ マイナポータルとねんきんネットをつなぐと、対象の方にお知らせが届き、**かんたん**に電子申請できます

学生納付特例  
の更新

翌年度以降も在学予定の方へ  
お知らせを送付

免除・納付猶予  
の案内

該当する見込みの方へ  
お知らせを送付

必要最小限の入力で  
電子申請が可能に！

■ 免除や猶予の承認を受けた期間や、さかのぼって納められる保険料を確認できます

■ 最新の年金記録の確認や将来の年金見込額の試算などもできます

「ねんきんネット」  
マスコットキャラクター  
ねんきん太郎



マイナポータルとねんきんネットを  
つなげる手続は簡単！  
詳しくは、「ねんきんネット」で検索！



スマホの方はこちらから  
[https://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](https://www.nenkin.go.jp/n_net/)

# かんたん！スマートフォンで電子申請

## 1 マイナポータル「年金」から、「国民年金に加入する方・加入中の方の手続き」に進む

### ① スマートフォンとマイナンバーカードでマイナポータルにログイン



マイナポータルはこちら  
<https://myna.go.jp>

※ 初めてマイナポータルを利用される方は、マイナポータルのログイン画面の「登録・ログイン」から「利用者登録」を行ってください。

### ② マイナポータルのトップ画面で「年金」をタップし「国民年金に加入する方・加入中の方の手続き」を選択

## 2 手続きの選択（希望する手続きを選択する）

「国民年金に関する手続き」画面で手順に沿って手続きを選択し、「この条件で検索」をタップ

手順1	手順2	手順3	手順4	手続きの種別
国民年金への加入				資格取得(種別変更)届
保険料の免除・納付猶予、または学生納付特例	・学生である ・学生でない	・国民年金に加入中 ・会社を退職した方、配偶者の扶養から外れた方等		国民年金保険料免除・納付猶予の申請 ----- 国民年金保険料学生納付特例の申請
付加保険料納付申出、または納付辞退	・付加保険料の納付を申出する ・付加保険料の納付を辞退する	・国民年金に加入中 ・その他の方 ・農業に従事しなくなった	・農業者年金に加入中の方 ・農業者年金に加入中でない	付加保険料納付申出、または納付辞退 ----- 付加保険料納付該当、または納付非該当
産前産後の保険料免除	・国民年金に加入中の方			産前産後の保険料免除

## 3 本人情報の入力（マイナンバーカードを読み取り、申請に必要な内容を入力する）

### ① 4桁のパスワード（券面事項入力補助用）を入力のため、スマートフォンの裏面に

マイナンバーカードをかざして読み取る（本人情報を自動入力）

### ② 入力画面の案内に従い、申請に必要な内容の選択および入力

申請に必要な「氏名（漢字）」、「生年月日」、「住所」などは自動入力されます！

手続きの種別	申請に必要な内容の選択および入力事項	
	(被保険者情報)	(申請情報)
国民年金保険料免除・納付猶予の申請	氏名（カタカナ） 電話番号種別（携帯電話等） 電話番号 郵便番号	申請年度
国民年金保険料学生納付特例の申請		申請期間、学校の名称、学校の所在地、在学予定期間、学生の区分、添付書類（学生証等）
資格取得（種別変更）届		資格取得（種別変更）該当年月日
付加保険料納付（辞退）申出		申出年月日
付加保険料納付該当（非該当）届		該当年月日（農業者年金の資格取得日） 非該当年月日（農業者年金の資格喪失日）
産前産後免除該当届		出産（予定）年月日

## 4 入力内容を確認（入力内容を確認し、電子申請する）

入力内容を確認し「次へ」をタップし、「申請する」をタップ  
 送信完了が表示されたら「電子申請」は完了

ご不明な点等ございましたら、以下をご覧ください。

■ ホームページで確認

■ お電話で確認（ねんきん加入者ダイヤル）

国民年金 電子申請

検索

[https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi\\_kokunen.html](https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_kokunen.html)



0570-003-004

050から始まる電話でおかけになる場合は  
 ナビダイヤル® 03-6630-2525

受付時間

月曜日～金曜日：午前8時30分～午後7時

第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※土曜日、日曜日、祝日（第2土曜日を除く）、

12月29日～1月3日はご利用いただけません。

◎「大切なお知らせ」で提出が必要となった方がご覧ください。

## [令和7年分]【継続】 扶養親族等申告書 作成と提出の手引き

### 【電子申請で提出する場合】

マイナンバーカードで本人確認を行い、マイナポータルとねんきんネットを連携すると、扶養親族等申告書がスマートフォンやパソコンで電子申請できます。電子申請なら**24時間提出でき、紙の申告書を郵送する手間も切手代も不要**です。是非ご利用ください。

紙の申告書による提出を希望される場合は、別紙【紙の申告書を提出する場合】をご覧ください。

#### 【利用上の注意】

スマートフォン(※)と年金受給者ご本人のマイナンバーカードをご用意ください。

マイナンバーカードに『署名用電子証明書パスワード(英数字6桁～16桁)』の**事前設定が必要です**。  
パスワードを未設定またはお忘れの場合は、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

(※)パソコンからも手続き可能です。**パソコンで手続きするためには、マイナンバーカードの読取装置が必要です**。

## 電子申請による提出の流れ



事前準備

### マイナポータルとねんきんネットの連携 【2ページを参照】

マイナポータルの利用者登録を行い、ねんきんネットとの連携手続きをしてください。  
事前に手続きを行っている場合は不要です。

ステップ1

### マイナポータルからねんきんネットにログイン 【3ページを参照】

マイナポータルにログインし、ねんきんネット内の扶養親族等申告書の提出ページに進みます。

ステップ2

### 扶養親族等申告書に入力 【4ページを参照】

必要な項目を入力します。

**前年の申告内容があらかじめ入力されているので、確認も変更も簡単です。**

エラー等分らない部分は『扶養親族等申告書相談チャット』、  
日本年金機構ホームページQ&A、お問い合わせダイヤルへ。

『扶養親族等申告書相談チャット』



<https://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/chatbot.html>

ステップ3

### 電子署名を付与(提出の完了) 【5ページを参照】

入力内容の確認が完了したら、画面の案内に従って、ご自身で設定した署名用電子証明書パスワード(英数字6桁～16桁)を入力。

スマートフォンの裏面に年金受給者ご本人のマイナンバーカードをかざして読み取ります。

提出完了

### 提出した扶養親族等申告書の確認 【6ページを参照】

提出した扶養親族等申告書は画面上で確認ができます。

入力に誤りがあった場合は、訂正して再提出も可能です。

## 事前準備

## マイナポータルとねんきんネットの連携

扶養親族等申告書の電子申請のためには、マイナポータルの利用者登録を行い、ねんきんネットとの連携手続きが必要です(事前に手続きを行っている場合は不要です)。

## お手元にご用意ください

※事前にスマートフォンにマイナポータルアプリをインストールするようお願いします。

## ①マイナンバーカード



## ②数字4桁のパスワード

(例) 1 2 3 4

※マイナンバーカード受け取り時に設定した「利用者証明用電子証明書パスワード」

## 1. マイナポータルの利用者登録



←マイナポータルはこちら  
<https://myna.go.jp>

① マイナポータルのログイン画面を開き、**登録・ログイン** を選択。

② ご自身で設定した**数字4桁のパスワード**を入力の上、スマートフォンの裏面にマイナンバーカードをかざして読み取る。(※)

※スマートフォンの裏面にマイナンバーカードを押し当てて、動かさず、しばらくお待ちください。  
パソコンの場合は読取装置にカードをセットしてください。

③ 画面の案内に従い入力・選択。

▶ マイナポータルの利用者登録およびログインが完了



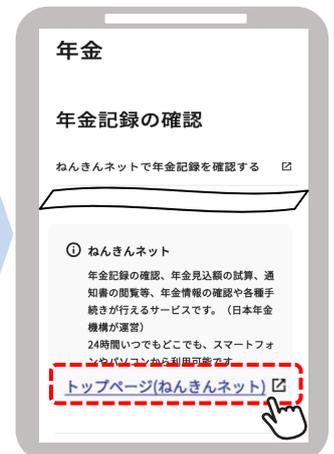
## 2. マイナポータルとねんきんネットの連携手続き

① マイナポータルにログインした状態で、トップ画面の **年金** を選択。

▶ 「年金」の画面が表示されます。

**トップページ(ねんきんネット)** を選択。

①



② 「連携に同意する」をチェックし、**ねんきんネットと連携** を選択。

③ 「メールアドレスの登録/変更」からメールアドレスを入力。

▶ マイナポータルとねんきんネットの連携が完了

※平日8時～23時以外に連携手続きをした場合は、連携は次の営業日の8時以降に実施されます。マイナポータルにメールアドレスを登録しておく、連携が完了した際や、申請を受け付けた際にメールで通知されます。

②



## ステップ 1

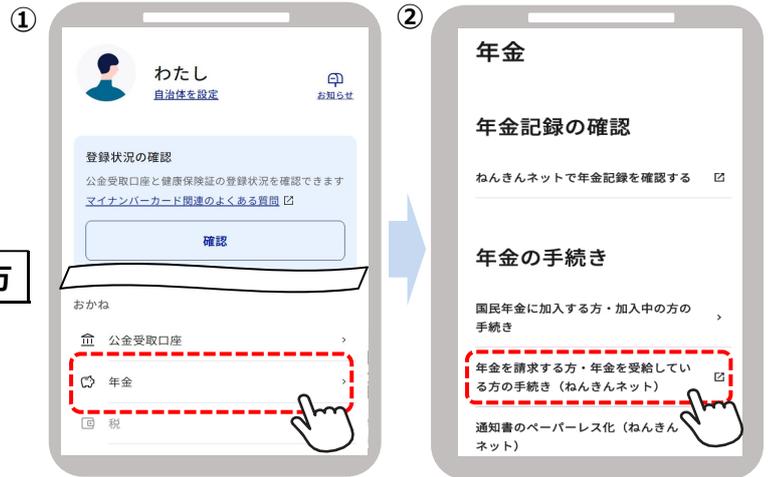
## マイナポータルからねんきんネットにログイン

- ① マイナポータルにログインした状態で、  
トップ画面の **年金** を選択。

▶ 「年金」の画面が表示されます。

- ② **年金を請求する方・年金を受給している方の手続き（ねんきんネット）** を選択。

▶ ねんきんネットの「届書の選択」画面が表示されます。



※ 「ログイン(リセット要求)」が表示された場合

ねんきんネットにログインした後、何らかの操作の途中でマイナポータルの画面からもう一度ねんきんネットに入ろうとした場合や、「×」ボタンをタップしてウィンドウを閉じた場合など、ねんきんネットから正常にログアウトされていない場合があります。

その場合、再度ねんきんネットにログインすると、「ログイン(リセット要求)」画面が表示されます。画面右上の「ログアウト」ボタンを選択してログアウトし、再度①からやり直してください。

- ③ 「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」について、  
**届書を作成する** を選択。

▶ 「控除を受ける年金」を選択する画面が表示されます。



- ④ 扶養親族等申告書の提出を行う年金(\*)を選択し、  
**作成する** を選択。

※扶養親族等申告書の提出が可能な年金が複数ある場合は、  
2段で表示されます。

▶ 「申告書の作成」画面が表示されます。



## ステップ2

## 扶養親族等申告書に入力

⑤ **前年の申告内容の確認・変更内容の入力** を選択。

▶ 同じ画面の下部に前年の申告内容が表示されます。

申告内容が前年から変更があるか確認し、⑥-1(前年から変更がない方)、または、⑥-2(前年から変更がある方)に進む。



⑥-1(前年から変更がない方)

⇒他の入力を行わず、画面の下部の

**申告書の内容確認** を選択。

▶「提出する申告書の内容確認」画面に前年の内容が表示されます。

⑥-2(前年から変更がある方)

⇒変更のある項目を**変更、追加入力**。入力が終わったら、画面の下部の **申告書の内容確認** を選択。

▶「提出する申告書の内容確認」画面に入力内容(変更した項目は赤字)が表示されます。

⑥



※1:各欄の **?** を押すと説明文がポップアップで表示されます。

各欄で使用している用語の概要は7ページ、

所得金額の計算方法の概要は8ページにあります。詳しくは電子申請の入力画面の各欄の説明文をご覧ください。

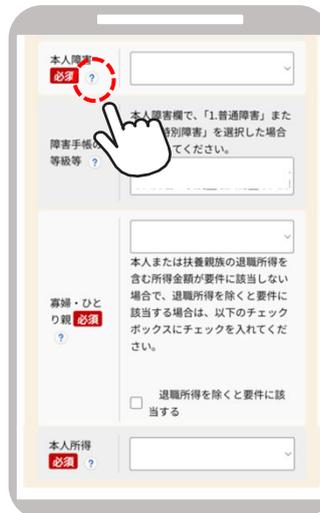
※2:あらかじめ入力されている対象者を申告書から削除する場合は

**配偶者情報を削除する**

**扶養親族情報を削除する**

を選択。

※1



※2



## ⑦ 申告内容を最終確認。

申告内容に間違いがなければ、画面下部の **▶ 申告書を提出する** を選択。

▶ 「電子署名の付与」画面が表示されます。

間違いがある場合は **◀ 申告内容を修正する** を選択し、入力のページに戻る。

## ※エラー表示がされた場合

**▶ 申告書を提出する** を選択すると、マイナポータルアプリが起動します。その際に、「ブラウザ拡張のインストールが必要です」等のエラーメッセージが表示される場合があります。

その場合は、ブラウザ用のマイナポータルアプリをインストールし、ブラウザの設定で「拡張機能」を有効にしてください。

それでも解決しない場合は、マイナポータルのQ&A等をご確認ください。



## ステップ3

## 電子署名を付与(提出の完了)

## ⑧ 年金受給者ご本人のマイナンバーカードと署名用電子証明書のパスワード(英数字6桁~16桁)を用意し、

**▶ 電子署名を付与する** を選択。

▶ マイナポータルの「パスワード入力」の画面が表示されます。

## ⑨ マイナポータルの画面の案内に従って、署名用電子証明書のパスワードを入力。スマートフォンの裏側に年金受給者ご本人のマイナンバーカードをかざして読み取る。



※パソコンの場合は読取装置でマイナンバーカードを読み取る。

## ⑩ これで扶養親族等申告書の提出は完了です。提出が完了した旨が画面に表示されます。

※マイナポータルにメールアドレスを登録しておく、申請を受け付けた際や申請の処理が完了した際に、状況が更新された旨がメールで通知されます。

電子申請で提出した場合、翌年は紙の申告書は送付せず、マイナポータルのお知らせのみを送信します。紙の申告書の送付を希望される場合は、ねんきんネットの「通知書のペーパーレス化」から変更できます。詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。



## 提出完了 提出した扶養親族等申告書の確認

### 扶養親族等申告書の受付状況の確認

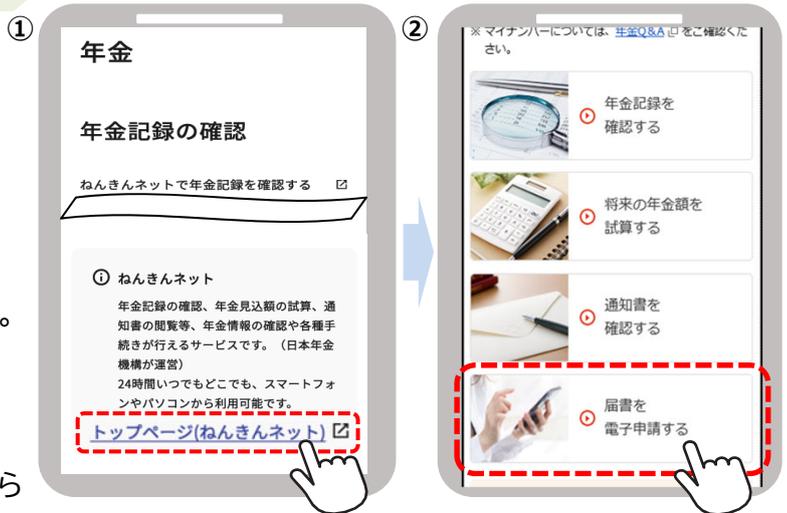
- ① マイナポータルにログインした状態で、トップ画面下部の「**やること**」を選択。
  - ▶ 電子申請により提出した申請書の状況が表示されます。
- ② 「**公的年金等の受給者の扶養親族等申告書**」を選択すると、詳細が表示されます。
  - ・「完了」 : 申請書の処理が全て完了しています。
  - ・「要再申請」: 申請を受け付けましたが、申請に不備があり、再申請が必要です。詳細画面から再申請画面に進むことができます。
  - ・「処理中」 : 受け付けした申請を日本年金機構において内容の確認等処理を行っているところです。「完了」になるまでお待ちください。完了するまでお時間がかかる場合がありますのでご了承ください。



### 扶養親族等申告書の提出内容の確認と訂正

- ① マイナポータルにログインした状態で、トップ画面の「**年金**」を選択。
  - ▶ 「年金」の画面が表示されます。
  - ▶ **トップページ(ねんきんネット)** を選択。
  - ▶ ねんきんネットのトップ画面が表示されます。
- ② **届書を電子申請する** を選択。
 

※パソコンの場合は **届書を申請する** から **届書を電子申請する** を選択。
- ③ 「**申請済みの届書を確認する**」の **確認する** を選択。
- ④ 「**申請済みの届書一覧**」の確認する扶養親族等申告書の **照会** を選択。
  - ▶ 申告内容の詳細が表示されます。
  - ⇒ 修正して再提出する場合は、画面下部の **申告内容を修正し再提出する** を選択。



## 用語等の説明(概要)

### 1. 「控除対象となる配偶者」の要件

受給者本人と生計を一にする配偶者(法律婚に限る)で、年間所得の見積額が以下に該当する方が対象です。配偶者の収入が「年金のみで65歳以上の場合158万円以下、または65歳未満の場合108万円以下の年金額」の場合は配偶者の所得は「48万円以下」に該当します。

＜配偶者控除等(源泉徴収時)の要件＞

		配偶者所得		
		48万円以下	48万円超～ 95万円以下	95万円超
本人所得	900万円以下	配偶者控除 老人配偶者控除 障害者控除	配偶者特別控除 (※1)	
	900万円超	障害者控除 (※2)	控除対象外 (※3)	

※1: 配偶者が70歳以上または障害者の場合であっても、控除額の加算はありません。

※2: 配偶者が障害者でない場合には、控除の対象外です。

※3: 上記以外の場合でも、本人所得が1,000万円以下、配偶者所得が133万円以下の場合には、確定申告を行うことで、配偶者(特別)控除が受けられます。詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

### 2. 「控除対象となる扶養親族」の要件

受給者本人と生計を一にする親族で、年間所得の見積額が48万円以下の方が対象です。48万円を超える場合は所得控除の対象外です。16歳未満の扶養親族は所得控除の対象外ですが、障害者に該当する場合は障害者控除を受けることができます。

### 3. 「普通障害者」・「特別障害者」とは

所得税法上の障害者は、その障害の程度により、「普通障害者」と「特別障害者」に区分されます(障害年金の等級とは一致しません)。代表的な例は次のとおりです。その他については電子申請の入力画面から『日本年金機構ホームページ』をご覧ください。

障害の内容	1.普通障害者	2.特別障害者
精神に障害がある方で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	右の等級以外の方	精神障害者保健福祉手帳の障害の等級が1級の方
身体上の障害がある方で身体障害者手帳の交付を受けている方	障害の程度が3級から6級の方	障害の程度が1級または2級の方

### 4. 「寡婦」・「ひとり親」とは

受給者本人が現在結婚をしていない方、または配偶者の生死が明らかでない方で、以下の条件に該当する方です。

本人の所得	受給者本人の性別	扶養親族等の要件	配偶者との関係(※3)	控除の区分
500万円以下 (※1)	男性	子(※2)がいる	死別・離婚・生死不明 婚姻歴なし	ひとり親
	女性	子(※2)がいる	死別・離婚・生死不明 婚姻歴なし	ひとり親
		扶養親族がいない	死別・生死不明	寡婦
		子以外の扶養親族がいる	死別・離婚・生死不明	寡婦

※1: 500万円を超える所得がある方は所得税の控除対象になりませんが、**退職所得を除くと500万円以下となる場合は、地方税の控除対象となります。**地方税の控除に該当する場合は「退職所得を除くと要件に該当する」にチェックしてください。

※2: 他の方の同一生計配偶者・扶養親族にならず、受給者本人と生計を一にする所得額48万円以下の子に限り、48万円を超える所得がある子は所得税の控除対象になりませんが、**退職所得を除くと48万円以下となる場合は、地方税の控除対象となります。**地方税の控除に該当する場合は「退職所得を除くと要件に該当する」にチェックしてください。

※3: 住民票の続柄欄に「夫(未届)」・「妻(未届)」、またはこれらと同様の記載がある場合を除きます。

## 「年間所得の見積額」の計算方法

所得の見積額は、収入から控除額等を差し引いたものです。

控除額は所得の種類ごとに計算方法が異なります。**複数の収入がある方は、種類ごとの所得の見積額を計算し、その金額を合計した額が所得金額となります。**公的年金、給与以外の所得の計算方法等、詳しくは国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

### 1. 収入が公的年金等の場合の計算方法

$$\text{「その年に受け取る年金額(A)」} - \text{「公的年金等控除額」} = \text{「公的年金等にかかる雑所得の金額」}$$

公的年金等とは、厚生年金保険、国民年金、共済組合、恩給、厚生年金基金、国民年金基金などです。

「受け取る年金額」とは、社会保険料などが控除される前の合計年金額です。障害年金、遺族年金は非課税所得のため、所得の見積額には含みません。「公的年金等控除額」は年金以外の所得額、年齢、受け取る年金額に応じて異なります。

#### ●収入が公的年金等のみ、または公的年金等以外の所得が1,000万円以下である場合の公的年金等控除額

年金を受け取る人の年齢	その年に受け取る年金額(A)	公的年金等控除額
65歳以上 (昭和36年1月1日以前生まれ)	330万円以下	110万円
	330万円超 410万円以下	(A)×25% + 27万5千円
65歳未満 (昭和36年1月2日以後生まれ)	130万円以下	60万円
	130万円超 410万円以下	(A)×25% + 27万5千円

●公的年金等以外の収入がある場合は、上記で計算した公的年金等の所得の見積額と、その他の収入の所得額を合算した金額が年間所得の見積額となります(年金額が410万円を超える場合や、公的年金等以外に1,000万円を超える所得がある場合の計算式は『日本年金機構ホームページ』等をご確認ください)。

### 2. 収入が給与の場合の計算方法

$$\text{「給与の収入金額(B)」} - \text{「給与所得控除額」} - \text{「所得金額調整控除額」} = \text{「給与所得の金額」}$$

#### (1) 給与所得控除額

給与所得控除額は、下表のように給与の収入金額に応じて異なります。

給与の収入金額(B)	給与所得控除額	給与の収入金額(B)	給与所得控除額
162万5千円以下	55万円	360万円超 660万円以下	(B)×20% + 44万円
162万5千円超 180万円以下	(B)×40% - 10万円	660万円超 850万円以下	(B)×10% + 110万円
180万円超 360万円以下	(B)×30% + 8万円	850万円超	195万円

#### (2) 所得金額調整控除額

下記①または②に該当する場合は、給与所得から「所得金額調整控除額」が控除されます。

##### ①公的年金等所得と給与所得があり、合計した所得額が10万円を超える場合

$$\text{所得金額調整控除額} = \text{年金所得額}^{(*)} + \text{給与所得控除後の給与等の額}^{(*)} - 10\text{万円}$$

※10万円を超える場合は10万円

##### ②給与収入が850万円を超え、以下のいずれかに該当する場合

- ・本人が特別障害者に該当する。
- ・特別障害者に該当する同一生計配偶者または扶養親族がいる。
- ・23歳未満の扶養親族がいる。

$$\text{所得金額調整控除額} = (\text{給与の収入金額}^{(*)} - 850\text{万円}) \times 10\% \quad \text{※1,000万円を超える場合は1,000万円}$$

◎「大切なお知らせ」で提出が必要となった方がご覧ください。

## [令和7年分][新規] 扶養親族等申告書 作成と提出の手引き

### 【電子申請で提出する場合】

マイナンバーカードで本人確認を行い、マイナポータルとねんきんネットを連携すると、扶養親族等申告書がスマートフォンやパソコンで電子申請できます。電子申請なら**24時間提出でき、紙の申告書を郵送する手間も切手代も不要**です。是非ご利用ください。

紙の申告書による提出を希望される場合は、別紙【紙の申告書を提出する場合】をご覧ください。

#### 【利用上の注意】

スマートフォン(※)と年金受給者ご本人のマイナンバーカードをご用意ください。

マイナンバーカードに『署名用電子証明書パスワード(英数字6桁～16桁)』の**事前設定が必要です**。

パスワードを未設定またはお忘れの場合は、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

(※)パソコンからも手続き可能です。**パソコンで手続きするためには、マイナンバーカードの読取装置が必要です**。

### 電子申請による提出の流れ



事前準備

#### マイナポータルとねんきんネットの連携 【2ページを参照】

マイナポータルの利用者登録を行い、ねんきんネットとの連携手続きをしてください。  
事前に手続きを行っている場合は不要です。

ステップ1

#### マイナポータルからねんきんネットにログイン 【3ページを参照】

マイナポータルにログインし、ねんきんネット内の扶養親族等申告書の提出ページに進みます。

ステップ2

#### 扶養親族等申告書に入力 【4ページを参照】

必要な項目を入力します。

ご本人の氏名、生年月日等はあらかじめ入力されています。

エラー等分らない部分は『扶養親族等申告書相談チャット』、  
日本年金機構ホームページQ&A、お問い合わせダイヤルへ。

『扶養親族等申告書相談チャット』



<https://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/chatbot.html>

ステップ3

#### 電子署名を付与(提出の完了) 【5ページを参照】

入力内容の確認が完了したら、画面の案内に従って、ご自身で設定した署名用電子証明書パスワード(英数字6桁～16桁)を入力。

スマートフォンの裏面に年金受給者ご本人のマイナンバーカードをかざして読み取ります。

提出完了

#### 提出した扶養親族等申告書の確認 【6ページを参照】

提出した扶養親族等申告書は画面上で確認ができます。

入力に誤りがあった場合は、訂正して再提出も可能です。

## 事前準備

## マイナポータルとねんきんネットの連携

扶養親族等申告書の電子申請のためには、マイナポータルの利用者登録を行い、ねんきんネットとの連携手続きが必要です(事前に手続きを行っている場合は不要です)。

## お手元にご用意ください

※事前にスマートフォンにマイナポータルアプリをインストールするようお願いします。

## ①マイナンバーカード



## ②数字4桁のパスワード

(例) 1 2 3 4

※マイナンバーカード受け取り時に設定した「利用者証明用電子証明書パスワード」

## 1. マイナポータルの利用者登録



←マイナポータルはこちら  
<https://myna.go.jp>

① マイナポータルのログイン画面を開き、**登録・ログイン** を選択。

② ご自身で設定した**数字4桁のパスワード**を入力の上、スマートフォンの裏面にマイナンバーカードをかざして読み取る。(※)

※スマートフォンの裏面にマイナンバーカードを押し当てて、動かさず、しばらくお待ちください。  
パソコンの場合は読取装置にカードをセットしてください。

③ 画面の案内に従い入力・選択。

▶ マイナポータルの利用者登録およびログインが完了

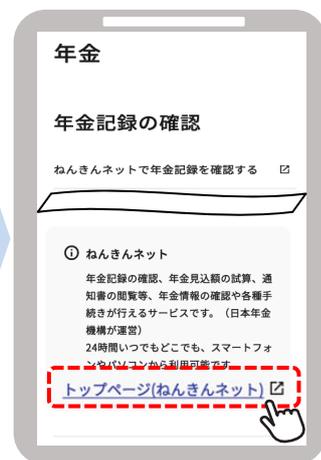


## 2. マイナポータルとねんきんネットの連携手続き

① マイナポータルにログインした状態で、トップ画面の**年金** を選択。

▶ 「年金」の画面が表示されます。

**トップページ(ねんきんネット)** を選択。



② 「連携に同意する」をチェックし、**ねんきんネットと連携** を選択。

③ 「メールアドレスの登録/変更」からメールアドレスを入力。

▶ マイナポータルとねんきんネットの連携が完了

※平日8時～23時以外に連携手続きをした場合は、連携は次の営業日の8時以降に実施されます。マイナポータルにメールアドレスを登録しておく、連携が完了した際や、申請を受け付けた際にメールで通知されます。



## ステップ1

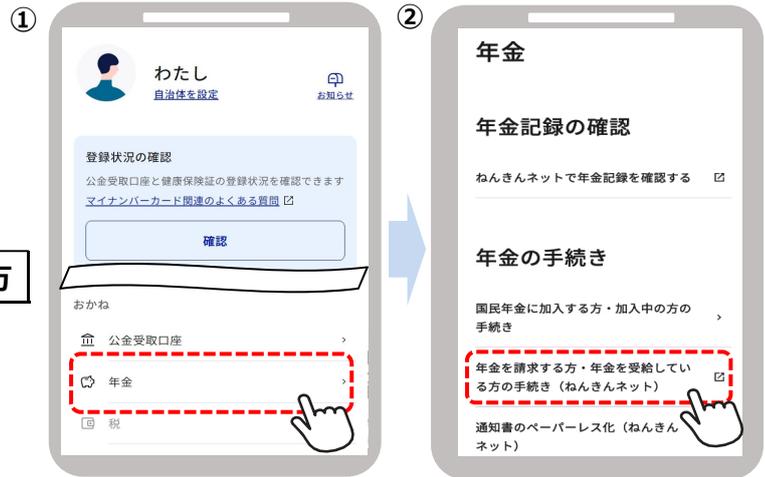
## マイナポータルからねんきんネットにログイン

- ① マイナポータルにログインした状態で、  
トップ画面の **年金** を選択。

▶ 「年金」の画面が表示されます。

- ② **年金を請求する方・年金を受給している方の手続き（ねんきんネット）** を選択。

▶ ねんきんネットの「届書の選択」画面が表示されます。



※ 「ログイン(リセット要求)」が表示された場合

ねんきんネットにログインした後、何らかの操作の途中でマイナポータルの画面からもう一度ねんきんネットに入ろうとした場合や、「×」ボタンをタップしてウィンドウを閉じた場合など、ねんきんネットから正常にログアウトされていない場合があります。

その場合、再度ねんきんネットにログインすると、「ログイン(リセット要求)」画面が表示されます。画面右上の「ログアウト」ボタンを選択してログアウトし、再度①からやり直してください。

- ③ 「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」について、

▶ **届書を作成する** を選択。

▶ 「控除を受ける年金」を選択する画面が表示されます。



- ④ 扶養親族等申告書の提出を行う年金<sup>(※)</sup>を選択し、

▶ **作成する** を選択。

※扶養親族等申告書の提出が可能な年金が複数ある場合は、  
2段で表示されます。

▶ 「申告書の作成」画面が表示されます。



## ステップ2

## 扶養親族等申告書に入力

## ⑤-1 ①受給者情報欄の必要項目を入力。

(ご本人の氏名、生年月日等はあらかじめ入力されています。)

## ⑤-2 控除対象となる配偶者、扶養親族がいる場合は、

②配偶者情報欄、  
③扶養親族情報欄

の必要項目を入力。

(控除対象となる配偶者、扶養親族がない場合は入力不要です。)

⑤-1

⑤-2

## ⑥ 全ての入力が終わったら、画面の下部の

▶ **申告書の内容確認** を選択。

▶ 「提出する申告書の内容確認」画面に入力内容が表示されます。

⑥

## ※1:各欄の ? を押すと説明文がポップ

アップで表示されます。

各欄で使用している用語の概要は7ページ、所得金額の計算方法の概要は8ページにあります。詳しくは電子申請の入力画面の各欄の説明文をご覧ください。

## ※2:扶養親族を追加する場合は

▶ **対象者を追加する** を選択すると、新たな入力欄が表示されます。

※1

※2

## ⑦ 申告内容を最終確認。

申告内容に間違いがなければ、画面下部の **▶ 申告書を提出する** を選択。

▶ 「電子署名の付与」画面が表示されます。

間違いがある場合は **◀ 申告内容を修正する** を選択し、  
入力のページに戻る。

※エラー表示がされた場合

**▶ 申告書を提出する** を選択すると、マイナポータルアプリが起動します。その際に、「ブラウザ拡張のインストールが必要です」等のエラーメッセージが表示される場合があります。

その場合は、ブラウザ用のマイナポータルアプリをインストールし、ブラウザの設定で「拡張機能」を有効にしてください。

それでも解決しない場合は、マイナポータルのQ&A等をご確認ください。



## ステップ3

## 電子署名を付与(提出の完了)

## ⑧ 年金受給者ご本人のマイナンバーカードと署名用電子証明書のパスワード(英数字6桁~16桁)を用意し、

**▶ 電子署名を付与する** を選択。

▶ マイナポータルの「パスワード入力」の画面が表示されます。

⑨ マイナポータルの画面の案内に従って、署名用電子証明書のパスワードを入力。  
スマートフォンの裏側に年金受給者ご本人のマイナンバーカードをかざして読み取る。

※パソコンの場合は読取装置でマイナンバーカードを読み取る。

⑩ これで扶養親族等申告書の提出は完了です。  
提出が完了した旨が画面に表示されます。

※マイナポータルにメールアドレスを登録しておく、申請を受け付けた際や申請の処理が完了した際に、状況が更新された旨がメールで通知されます。

電子申請で提出した場合、翌年は紙の申告書は送付せず、マイナポータルのお知らせのみを送信します。紙の申告書の送付を希望される場合は、ねんきんネットの「通知書のペーパーレス化」から変更できます。詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。



## 提出完了 提出した扶養親族等申告書の確認

### 扶養親族等申告書の受付状況の確認

- ① マイナポータルにログインした状態で、トップ画面下部の「**やること**」を選択。
  - ▶ 電子申請により提出した申請書の状況が表示されます。
- ② 「**公的年金等の受給者の扶養親族等申告書**」を選択すると、詳細が表示されます。
  - ・「完了」 : 申請書の処理が全て完了しています。
  - ・「要再申請」: 申請を受け付けましたが、申請に不備があり、再申請が必要です。詳細画面から再申請画面に進むことができます。
  - ・「処理中」: 受け付けした申請を日本年金機構において内容の確認等処理を行っているところです。「完了」になるまでお待ちください。完了するまでお時間がかかる場合がありますのでご了承ください。



### 扶養親族等申告書の提出内容の確認と訂正

- ① マイナポータルにログインした状態で、トップ画面の「**年金**」を選択。
  - ▶ 「年金」の画面が表示されます。
  - ▶ **トップページ(ねんきんネット)** を選択。
  - ▶ ねんきんネットのトップ画面が表示されます。
- ② **届書を電子申請する** を選択。
 

※パソコンの場合は **届書を申請する** から **届書を電子申請する** を選択。
- ③ 「**申請済みの届書を確認する**」の **確認する** を選択。
- ④ 「**申請済みの届書一覧**」の確認する扶養親族等申告書の **照会** を選択。
  - ▶ 申告内容の詳細が表示されます。
  - ⇒ 修正して再提出する場合は、画面下部の **申告内容を修正し再提出する** を選択。



## 用語等の説明(概要)

### 1. 「控除対象となる配偶者」の要件

受給者本人と生計を一にする配偶者(法律婚に限る)で、年間所得の見積額が以下に該当する方が対象です。配偶者の収入が「年金のみで65歳以上の場合158万円以下、または65歳未満の場合108万円以下の年金額」の場合は配偶者の所得は「48万円以下」に該当します。

＜配偶者控除等(源泉徴収時)の要件＞

		配偶者所得		
		48万円以下	48万円超～ 95万円以下	95万円超
本人所得	900万円以下	配偶者控除 老人配偶者控除 障害者控除	配偶者特別控除 (※1)	
	900万円超	障害者控除 (※2)	控除対象外 (※3)	

※1:配偶者が70歳以上または障害者の場合であっても、控除額の加算はありません。

※2:配偶者が障害者でない場合には、控除の対象外です。

※3:上記以外の場合でも、本人所得が1,000万円以下、配偶者所得が133万円以下の場合には、確定申告を行うことで、配偶者(特別)控除が受けられます。詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

### 2. 「控除対象となる扶養親族」の要件

受給者本人と生計を一にする親族で、年間所得の見積額が48万円以下の方が対象です。48万円を超える場合は所得控除の対象外です。16歳未満の扶養親族は所得控除の対象外ですが、障害者に該当する場合は障害者控除を受けることができます。

### 3. 「普通障害者」・「特別障害者」とは

所得税法上の障害者は、その障害の程度により、「普通障害者」と「特別障害者」に区分されます(障害年金の等級とは一致しません)。代表的な例は次のとおりです。その他については電子申請の入力画面から『日本年金機構ホームページ』をご覧ください。

障害の内容	1.普通障害者	2.特別障害者
精神に障害がある方で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	右の等級以外の方	精神障害者保健福祉手帳の障害の等級が1級の方
身体上の障害がある方で身体障害者手帳の交付を受けている方	障害の程度が3級から6級の方	障害の程度が1級または2級の方

### 4. 「寡婦」・「ひとり親」とは

受給者本人が現在結婚をしていない方、または配偶者の生死が明らかでない方で、以下の条件に該当する方です。

本人の所得	受給者本人の性別	扶養親族等の要件	配偶者との関係(※3)	控除の区分
500万円以下 (※1)	男性	子(※2)がいる	死別・離婚・生死不明 婚姻歴なし	ひとり親
	女性	子(※2)がいる	死別・離婚・生死不明 婚姻歴なし	ひとり親
		扶養親族がいない	死別・生死不明	寡婦
		子以外の扶養親族がいる	死別・離婚・生死不明	寡婦

※1:500万円を超える所得がある方は所得税の控除対象になりませんが、**退職所得を除くと500万円以下となる場合は、地方税の控除対象となります。**地方税の控除に該当する場合は「退職所得を除くと要件に該当する」にチェックしてください。

※2:他の方の同一生計配偶者・扶養親族にならず、受給者本人と生計を一にする所得額48万円以下の子に限りです。48万円を超える所得がある子は所得税の控除対象になりませんが、**退職所得を除くと48万円以下となる場合は、地方税の控除対象となります。**地方税の控除に該当する場合は「退職所得を除くと要件に該当する」にチェックしてください。

※3:住民票の続柄欄に「夫(未届)」「妻(未届)」、またはこれらと同様の記載がある場合を除きます。

## 「年間所得の見積額」の計算方法

所得の見積額は、収入から控除額等を差し引いたものです。

控除額は所得の種類ごとに計算方法が異なります。**複数の収入がある方は、種類ごとの所得の見積額を計算し、その金額を合計した額が所得金額となります。**公的年金、給与以外の所得の計算方法等、詳しくは国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

### 1. 収入が公的年金等の場合の計算方法

$$\text{「その年に受け取る年金額(A)」} - \text{「公的年金等控除額」} = \text{「公的年金等にかかる雑所得の金額」}$$

公的年金等とは、厚生年金保険、国民年金、共済組合、恩給、厚生年金基金、国民年金基金などです。

「受け取る年金額」とは、社会保険料などが控除される前の合計年金額です。障害年金、遺族年金は非課税所得のため、所得の見積額には含みません。「公的年金等控除額」は年金以外の所得額、年齢、受け取る年金額に応じて異なります。

#### ●収入が公的年金等のみ、または公的年金等以外の所得が1,000万円以下である場合の公的年金等控除額

年金を受け取る人の年齢	その年に受け取る年金額(A)	公的年金等控除額
65歳以上 (昭和36年1月1日以前生まれ)	330万円以下	110万円
	330万円超 410万円以下	(A)×25% + 27万5千円
65歳未満 (昭和36年1月2日以後生まれ)	130万円以下	60万円
	130万円超 410万円以下	(A)×25% + 27万5千円

●公的年金等以外の収入がある場合は、上記で計算した公的年金等の所得の見積額と、その他の収入の所得額を合算した金額が年間所得の見積額となります(年金額が410万円を超える場合や、公的年金等以外に1,000万円を超える所得がある場合の計算式は『日本年金機構ホームページ』等をご確認ください)。

### 2. 収入が給与の場合の計算方法

$$\text{「給与の収入金額(B)」} - \text{「給与所得控除額」} - \text{「所得金額調整控除額」} = \text{「給与所得の金額」}$$

#### (1) 給与所得控除額

給与所得控除額は、下表のように給与の収入金額に応じて異なります。

給与の収入金額(B)	給与所得控除額	給与の収入金額(B)	給与所得控除額
162万5千円以下	55万円	360万円超 660万円以下	(B)×20% + 44万円
162万5千円超 180万円以下	(B)×40% - 10万円	660万円超 850万円以下	(B)×10% + 110万円
180万円超 360万円以下	(B)×30% + 8万円	850万円超	195万円

#### (2) 所得金額調整控除額

下記①または②に該当する場合は、給与所得から「所得金額調整控除額」が控除されます。

##### ①公的年金等所得と給与所得があり、合計した所得額が10万円を超える場合

$$\text{所得金額調整控除額} = \text{年金所得額}^{(*)} + \text{給与所得控除後の給与等の額}^{(*)} - 10\text{万円}$$

※10万円を超える場合は10万円

##### ②給与収入が850万円を超え、以下のいずれかに該当する場合

- ・本人が特別障害者に該当する。
- ・特別障害者に該当する同一生計配偶者または扶養親族がいる。
- ・23歳未満の扶養親族がいる。

$$\text{所得金額調整控除額} = (\text{給与の収入金額}^{(*)} - 850\text{万円}) \times 10\% \quad \text{※1,000万円を超える場合は1,000万円}$$

## 紙での申請について

老齢年金請求書は、郵送していただくか、窓口にご持参ください。  
年金加入状況によって、提出先が異なります。詳細は以下をご確認ください。  
※電子申請により請求書を提出された場合、紙の請求書の提出は不要です。

### 【老齢年金請求書の提出先】

- ◎年金加入期間が国民年金（第1号被保険者）のみの方  
⇒お住まいの市（区）役所または町村役場
- ◎それ以外の方  
⇒お近くの年金事務所または街角の年金相談センター

年金事務所の所在地は、日本年金機構のホームページをご確認ください。

【二次元コード】



【検索またはURLを入力】

年金事務所



<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>

## 窓口での相談・手続き（インターネット予約または電話予約）

年金事務所または街角の年金相談センターでの相談・手続きは、予約相談をご利用ください。

※ご予約の際は同封の「老齢年金請求書」などの基礎年金番号がわかるものをご用意ください。  
※本人以外の方が手続きする場合は、委任状と代理人ご自身の本人確認ができる書類が必要です。

### 【予約相談の申込方法】

- ①インターネット予約（詳細はホームページをご確認ください。）

#### 年金相談予約サイトにアクセス

【ネット予約の受付時間】

午前8:00～午後11:30

（土日を含む）

※システムメンテナンスによる停止を行うことがあります。

【二次元コード】



【検索またはURLを入力】

日本年金機構 予約相談



<https://www.yoyaku.nenkin.go.jp/soyo/>

- ②電話予約

表面記載の老齢年金請求者専用フリーダイヤルにおかけください。

※ご相談を希望する日時と年金事務所等をお伝えください。

※翌営業日以降の日時からご予約いただけます。

### 海外で働いていた経験がある方へ（社会保障協定についてのお知らせ）

日本では、諸外国と二国間による社会保障協定を締結しており、協定相手国の年金制度に加入していた期間は、日本の年金制度の加入期間と通算することができます。また、協定相手国の年金の申請等の手続きは、日本の年金事務所でも行うことができます。

社会保障協定の詳しい説明や、手続きに必要な書式については日本年金機構のホームページをご確認ください。

社会保障協定



# 老齢年金請求書のご提出について

## スマートフォンで老齢年金の請求手続きができるようになりました。

このリーフレットが同封されている方は、電子申請が可能です。  
電子申請をご利用いただくには、年金の振込先を公金受取口座にする必要があります。  
申請方法や事前にご準備いただくものについては、中面をご確認ください。▶▶

- 老齢年金の請求手続きは誕生日の前日以降にお願いします。
- 老齢基礎年金・老齢厚生年金の繰下げ請求手続きは、電子申請で行うことができません。  
66歳以降に年金事務所または街角の年金相談センターの窓口等にて手続きをお願いします。
- パソコンからも手続きが可能です。スマートフォンなしで手続きするためには、マイナンバーカードの読取装置が必要です。



- メリット1 ▶ ご自宅等で手続きができるため、窓口での相談は不要です
- メリット2 ▶ 約15分程度で申請が完了します
- メリット3 ▶ 手続きの処理状況をスマートフォン等から確認できます

【以下のURLまたは二次元コードから、電子申請の説明動画を視聴できます】



検索またはURLを入力

【二次元コード】

老齢年金 電子申請



[https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi\\_rourei.html](https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_rourei.html)

## 電話でのお問い合わせ

通話料  
無料

0120-08-6001

（老齢年金請求者専用フリーダイヤル）

- 【受付時間】 月曜日 午前8:30～午後7:00 ※050から始まる電話番号からの発信は（東京）03-6700-1165
- 火～金曜日 午前8:30～午後5:15 ※通常の通話料金がかかります。
- 第2土曜日 午前9:30～午後4:00 ※発信の際には、おかけ間違いに十分ご注意ください。

- 休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いて5日間程度は電話がつながりにくい場合があります。
- 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00までご相談をお受けします。
- 土日祝日（第2土曜日を除く）、年末年始（12月29日～1月3日）はご利用いただけません。
- 代理人（二親等以内）の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。
- 一般的な年金相談については、ねんきんダイヤル「0570-05-1165（ナビダイヤル）」もご利用いただけます。ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は、全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。なお、通話料定額プランの対象外となります。

# 老齢年金請求書の電子申請手順

## ◆事前にご準備いただくもの

 <p>スマートフォン</p>	 <p>マイナンバーカード</p>	<p>お手続きには以下のパスワードが必要です</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● マイナンバーカード受け取り時に設定したパスワード（数字4桁）</li> <li>● 署名用電子証明書パスワード（英数字6桁～16桁）</li> </ul>
--	--	---

## ◆事前に以下の設定が必要です。

電子申請には、事前に以下3つの設定をすべて行っていただく必要があります。完了している場合は、右ページ **2** へお進みください。

- マイナポータル利用者登録 ..... **1** - **1** へ
- 「公金受取口座」の登録 ..... **1** - **2** へ
- マイナポータルとねんきんネットの連携 ..... **1** - **3** へ

## 1 マイナポータル利用者登録／口座登録／ねんきんネットとの連携

### 1 マイナポータル利用者登録 ※マイナポータルアプリのインストールが必要です。

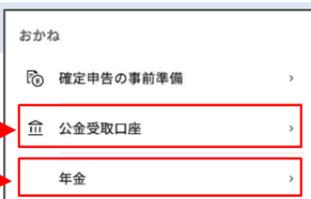
マイナポータルはこちら ▶  <https://myna.go.jp>

- ① マイナポータルのトップ画面の **ログイン** を押します。
- ② マイナンバーカード受け取り時に設定したパスワード（数字4桁）を入力の上、スマートフォンの裏面にマイナンバーカードをかざして読み取ってください。
- ③ 「利用者登録へ進む」を押します。
- ④ 画面の案内に従い入力・選択してください。



### 2 「公金受取口座」の登録

- ① マイナポータルにログインした状態で、トップ画面を「おかね」までスクロールし、「公金受取口座」を選択してください。
- ② 「口座情報の登録状況」ページの「口座情報を登録する」を押します。
- ③ 画面の案内のとおり入力・選択をし、公金受取口座を登録してください。



### 3 マイナポータルとねんきんネットの連携

- ① マイナポータルにログインした状態で、トップ画面を「おかね」までスクロールし「年金」を選択してください。
- ② 「年金の手続き」欄にある「年金を請求する方・年金を受給している方の手続き（ねんきんネット）」を選択します。
- ③ ねんきんネットとの連携についての説明を確認し、**連携** を押します。



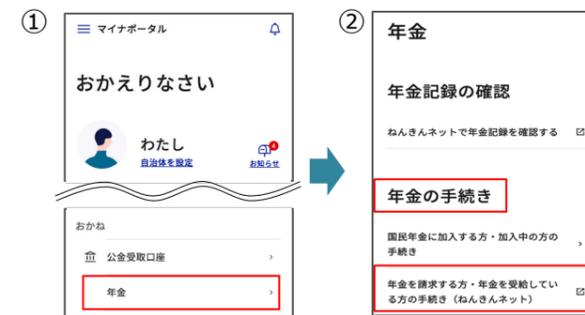
### マイナポータルとねんきんネットを連携すると受けられるサービス

- ① 公的年金等受給者の扶養親族等申告書を電子申請することができます。
- ② 公的年金等源泉徴収票を電子データで受け取り、e-Taxで確定申告ができます。
- ③ 各種通知書（年金振込通知書や年金額改定通知書等）の閲覧および再交付申請ができます。

## 2 老齢年金請求の電子申請

### マイナポータルからねんきんネットにログイン

- ① マイナポータルにログインし、トップ画面を「おかね」までスクロールし、「年金」を選択してください。
- ② 「年金の手続き」欄にある「年金を請求する方・年金を受給している方の手続き（ねんきんネット）」を選択してください。



### 老齢年金の申請

届書を選択し、画面の案内に従い申請を行ってください。

申請完了まで約15分！

注意事項を確認し、事前確認事項（公金受取口座登録状況等）に回答

氏名や住所等の確認及び電話番号の入力（氏名や住所等はあらかじめ表示されています）

振込口座情報（公金受取口座）の入力

年金生活者支援給付金の請求（要件に該当する方のみ画面が表示されます）

扶養親族等申告書の入力（提出する方のみ入力してください）

申請内容の確認



### 電子署名

- ① 画面の案内に従って、ご自身で設定した署名用電子証明書パスワード（英数字6桁～16桁）を入力してください。
- ② スマートフォンの裏面にマイナンバーカードをかざして読み取ってください。



### 老齢年金の申請が完了！

- 電子申請した請求書の「受付・返戻等の処理状況」は、マイナポータルトップ画面下の「やること」から確認することができます。
- 年金請求の審査結果は、受付日から1か月程度で郵送する「年金証書・年金決定通知書」によりお知らせします。

オンラインでの**確定申告**や**年末調整**に使える【別添7】

社会保険料（国民年金保険料）**控除証明書**を

簡単！

便利！

**マイナポータル**で受け取れます！

書面でお届けしている控除証明書は、マイナポータルにおいて電子データで受け取ることが可能です。受け取った電子データは、e-Tax<sup>※1</sup>での確定申告等で利用できます。

※1 国税に関する各種手続きを、インターネットを利用して電子的に行えるシステム。

STEP 1

### マイナポータルとねんきんネットの連携

- ・マイナポータルとねんきんネットの連携手続きを行う必要があります。連携手続きがお済みでない方は裏面をご確認ください。

STEP 2

### ねんきんネットで電子送付希望の登録

- ・マイナポータルのトップ画面の「年金」を選択し、「通知書のペーパーレス化（ねんきんネット）」からねんきんネットにログインし、**10月中旬頃までに電子送付希望の登録**をしてください。<sup>※2</sup>

※2 「電子送付する」と登録した場合、書面の控除証明書は郵送されなくなります。10月上旬以降に登録を行った場合、書面の控除証明書が届くことがあります。お早めにご登録ください。

STEP 3

### マイナポータルで電子データの受け取り

- ・**10月下旬頃**に当年分の控除証明書の電子データがマイナポータルの「お知らせ」に届きます。<sup>※3</sup>
- ・一度登録することで、**毎年**電子データで受け取れます。<sup>※4</sup>

※3 上記の期間に電子データを受け取れなかった方も、ねんきんネットからの再交付申請を行うことで、電子データを受け取れます。

※4 電子データはデータ取込を目的としているため、控除証明書の内容を確認したい場合は、ねんきんネットの「通知書を確認する」からご確認ください。

STEP 4

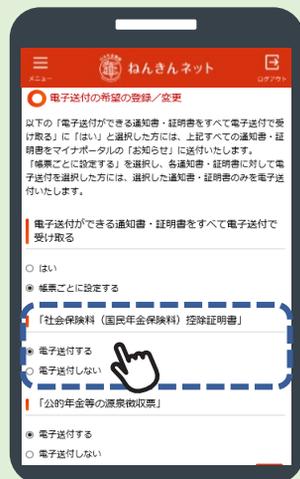
### e-Taxでの確定申告等に利用<sup>※5</sup>



- ・国税庁のホームページから「**確定申告書等作成コーナー**」を開き、**e-Taxでの確定申告**を行ってください。
- ・マイナポータル連携を利用して、控除証明書の内容を簡単に**取り込み**、**確定申告書に自動入力**されます。

※5 勤務先が年末調整の電子化に対応している場合には、年末調整で控除証明書の電子データを利用することができます。

【STEP 2のイメージ】



利用方法等の詳細は、日本年金機構のホームページをご確認ください。

[https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshisofu\\_kojin.html](https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshisofu_kojin.html)



# あなたの年金 簡単便利な「ねんきんネット」で【別添7】

「マイナポータル」と「ねんきんネット」を連携する際は、**スマートフォンとマイナンバーカード**をご用意ください！

## お手元にご用意ください

※事前にスマートフォンにマイナポータルアプリをインストールするようお願いします。

### ①マイナンバーカード



### ②数字4桁のパスワード

(例) 1 2 3 4

※マイナンバーカード受け取り時に設定した「利用者証明用電子証明書パスワード」

## STEP1 : マイナポータルの利用者登録



←マイナポータルはこちら  
<https://myna.go.jp>

- ① マイナポータルのログイン画面を開き、下部の「登録・ログイン」を選択。
- ② ご自身で設定した数字4桁のパスワードを入力の上、スマートフォンの裏面にマイナンバーカードをかざして読み取る。
- ③ 画面の案内に従い入力・選択。

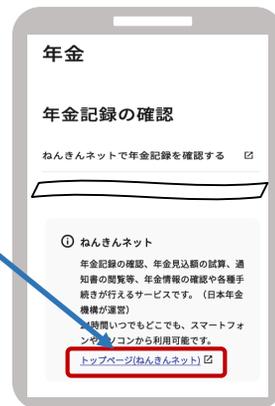
→ マイナポータルの利用者登録およびログインが完了



## STEP2 : マイナポータルからねんきんネットへの連携手続き

- ① マイナポータルにログインした状態で、トップ画面の「年金」を選択し、遷移後のページ内の「トップページ(ねんきんネット)」を選択。
- ② 「連携に同意する」をチェックし、「ねんきんネットと連携」を選択。
- ③ 「メールアドレスの登録/変更」からメールアドレスを入力。

→ マイナポータルとねんきんネットの連携が完了



ねんきんネットでは、年金記録の確認や年金見込額の試算・国民年金保険料の納付に関する手続き等ができます！

### これまでの年金記録の確認や、将来の年金見込額の試算ができる

- ご自身の国民年金の記録や、お勤めになられた会社の履歴、標準報酬月額等が確認できます。
- 働きながら年金を受け取る場合や、年金の受給開始を遅らせる場合など、さまざまな条件に合わせた年金見込額の試算ができます。
- 持ち主のわからない年金記録も検索できます。(亡くなられた方の記録も含まれます)

### 国民年金保険料の納付に関する手続きができる

- マイナポータルからログインすると、国民年金保険料を口座振替により納付するための手続き等ができます。

## ねんきんネットの操作にお困りの場合

■詳しくは「ねんきんネット」で検索

ねんきんネット

検索

[https://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](https://www.nenkin.go.jp/n_net/)



0570-058-555

受付時間

月曜日 : 午前8時30分～午後7時00分  
火曜日～金曜日 : 午前8時30分～午後5時15分  
第2土曜日 : 午前9時30分～午後4時00分  
※休日、祝日(第2土曜日は除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

050から始まる電話で  
おかけになる場合は  
03-6700-1144

簡単！

便利！

# オンラインでの**確定申告**に使える 公的年金等の**源泉徴収票**を マイナポータルで受け取れます！

書面でお届けしている源泉徴収票は、マイナポータルにおいて電子データで受け取ることが可能です。受け取った電子データは、e-Tax<sup>※1</sup>を利用した確定申告に利用できます。

※1 国税に関する各種手続きを、インターネットを利用して電子的に行えるシステム。

STEP 1

## マイナポータルとねんきんネットの連携

- ・マイナポータルとねんきんネットの連携手続きを行う必要があります。連携手続きがお済みでない方は裏面をご確認ください。

STEP 2

## ねんきんネットで電子送付希望の登録

- ・マイナポータルのトップ画面の「年金」を選択し、「通知書のペーパーレス化（ねんきんネット）」からねんきんネットにログインし、確定申告をする年の前年12月下旬までに電子送付希望の登録をしてください。<sup>※2</sup>

※2 「電子送付する」と登録した場合、書面の源泉徴収票は郵送されなくなります。12月中旬以降に登録を行った場合、書面の源泉徴収票が届くことがあります。お早めにご登録ください。

STEP 3

## マイナポータルで電子データの受け取り

- ・12月下旬から1月上旬にかけて当年分の源泉徴収票の電子データがマイナポータルの「お知らせ」に届きます。<sup>※3</sup>
- ・一度登録することで、毎年電子データで受け取れます。<sup>※4</sup>

※3 上記の期間に電子データを受け取れなかった方も、ねんきんネットからの再交付申請を行うことで、電子データを受け取れます。

※4 電子データはデータ取込を目的としているため、源泉徴収票の内容を確認したい場合は、ねんきんネットの「通知書を確認する」からご確認ください。

STEP 4

## e-Taxでの確定申告に利用



- ・国税庁のホームページから「確定申告書等作成コーナー」を開き、e-Taxでの確定申告を行ってください。
- ・マイナポータル連携を利用して、源泉徴収票の内容を簡単に取り込み、確定申告書に自動入力されます。

【STEP 2のイメージ】



利用方法等の詳細は、日本年金機構のホームページをご確認ください。

[https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshisofu\\_kojin.html](https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshisofu_kojin.html)



# あなたの年金 簡単便利な「ねんきんネット」で別添8]

「マイナポータル」と「ねんきんネット」を連携する際は、**スマートフォンとマイナンバーカード**をご用意ください！

## お手元にご用意ください

※事前にスマートフォンにマイナポータルアプリをインストールするようお願いします。

## ①マイナンバーカード



## ②数字4桁のパスワード

(例) 1 2 3 4

※マイナンバーカード受け取り時に設定した「利用者証明用電子証明書パスワード」

## STEP1 : マイナポータルの利用者登録



←マイナポータルはこちら  
<https://myna.go.jp>

- ① マイナポータルのログイン画面を開き、下部の「登録・ログイン」を選択。
- ② ご自身で設定した数字4桁のパスワードを入力の上、スマートフォンの裏面にマイナンバーカードをかざして読み取る。
- ③ 画面の案内に従い入力・選択。

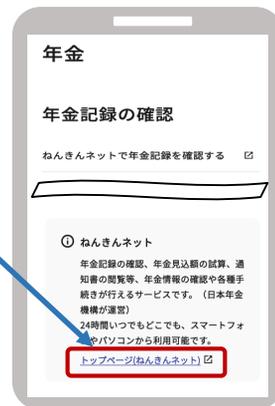
→ マイナポータルの利用者登録およびログインが完了



## STEP2 : マイナポータルからねんきんネットへの連携手続き

- ① マイナポータルにログインした状態で、トップ画面の「年金」を選択し、遷移後のページ内の「トップページ (ねんきんネット)」を選択。
- ② 「連携に同意する」をチェックし、「ねんきんネットと連携」を選択。
- ③ 「メールアドレスの登録/変更」からメールアドレスを入力。

→ マイナポータルとねんきんネットの連携が完了



ねんきんネットでは、年金記録・各種通知書の確認や、扶養親族等申告書の提出等ができます！

### 年金記録を確認できる

- ご自身の国民年金の記録や、お勤めになられた会社の履歴、標準報酬月額等が確認できます。
- 持ち主のわからない年金記録も検索できます。(亡くなられた方の記録も含まれます)

### 各種通知書を確認できる

- 年金振込通知書や年金額改定通知書等の各種通知書の内容確認ができます。

### 扶養親族等申告書の提出ができる

- マイナポータルからログインすると、扶養親族等申告書の提出ができます。

## ねんきんネットの操作にお困りの場合

※マイナポータルに関する内容については、マイナポータルの「よくあるご質問」を参照してください。

■詳しくは「ねんきんネット」で検索



0570-058-555

受付時間

月曜日 : 午前8時30分～午後7時00分  
火曜日～金曜日 : 午前8時30分～午後5時15分  
第2土曜日 : 午前9時30分～午後4時00分  
※休日、祝日(第2土曜日は除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

050から始まる電話で  
おかけになる場合は  
03-6700-1144

ねんきんネット

検索

[https://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](https://www.nenkin.go.jp/n_net/)